

大東監告示第3号

定期監査等結果に対する措置の状況について

令和6年度第1回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

令和7年4月2日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 小南いちお

【担当 監査委員事務局】

## 令和6年度第1回 定期監査等の結果に対する措置の状況

### 産業・文化部

#### 【産業経済室】

監査委員 指摘事項
<p>(1) 民間との共催事業について</p> <p>市と民間とで共催事業を実施した場合、事業の収支が曖昧になりがちである。少なからず市が公金を支出している事業では、市民から疑念を抱かれることなきよう、総括的収支報告について作成し、関係団体と情報共有されたい。</p> <p>又、当該事業の参加者から金銭を徴収する場合は、市の経費の負担内容によっては、市の収入とすることが相応しい場合も考えられ、市はその配分方法を事前に取り決め、これらの事務が適正に行われたことを証するために、これらの文書化を励行されたい。</p>
産業経済室 措置状況
<p>ご指摘を受けまして、市民から疑念を抱かれないよう、市と民間の共催事業につきましては、令和6年度から総括的収支報告書を作成するよう改めるとともに、その旨を関係団体とも情報の共有を図りました。</p> <p>また、事業に伴って金銭を徴収する場合の収入の配分方法については、事前に取り決めを行い、文書の作成に努めてまいります。</p>

#### 【観光振興課】

監査委員 指摘事項
<p>(2) プロポーザルについて</p> <p>「大東市観光戦略策定及び施策立案業務の委託」では1か所からしか応募がなかったが、これは事業者が公表を知った日から募集締切までの期間が短かったことが原因と考えられる。折しも令和6年3月29日付けで「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」が策定され、公告期間については、「1か月を目途とする」とあるように、今後は同ガイドラインの規定を順守することを基本とし、複数の事業者から企画提案書等が提出され、競争原理がはたらくよう環境を整えられたい。</p>
観光振興課 措置状況
<p>ご指摘いただきました後に実施した公募型プロポーザル方式による事業者選定においては、実施要領の公表から企画提案書の提出締切まで1か月以上の期間を確保して実施しました。</p> <p>今後も、プロポーザル方式による事業者選定を実施する際、公告期間については、令和6年3月29日付けで策定された「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」の順守を基本とし、募集開始から締切まで「1か月を目途」に十分な期間を</p>

確保できるよう努め、事業者間の競争原理がはたらくような事業者選定につながるように事務を遂行してまいります。

**【産業経済室】、【観光振興課】、【生涯学習課】、【スポーツ振興課】**

**監査委員 指摘事項**

**(3) 随意契約について**

随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当する必要があるが、同項第1号に該当する事例で複数見積を徴取していない事例と、同項第2号の随意契約理由の記載に曖昧な点がある事例があった。

大東市契約規則第26条に随意契約を行う際には複数見積を徴する旨とその例外を規定するただし書が規定されているが、同項第1号の随意契約を行う場合は、通常、複数見積を徴し、安価な価格を示した事業者と契約されたい。

又、同項第2号の規定による随意契約の場合は、その規定に合致する理由を第三者が理解できるように、正確に記載されたい。

**産業経済室 措置状況**

ご指摘を受けまして、地方自治法施行令第167条の2第1項1号に該当する場合は複数見積を徴取すること、同項第2号に該当する場合は、第三者が理解できるような理由を記載するよう室内で周知いたしました。今後は、随意契約を含めた契約事務の適正な執行に努めてまいります。

**観光振興課 措置状況**

随意契約における地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当する場合については、少なくとも2社から見積書を徴取することとしています。

**生涯学習課 措置状況**

監査での指摘を受け、緊急で見積もりを徴取する時間がない場合を除き、できる限り複数社から徴取するよう、また複数社徴取できない場合は理由を明らかにするよう、組織内で周知・徹底しております。また第2号の規定による随意契約の場合は、市民への説明責任を果たすべく、第三者が理解できるような理由の記載に努めています。

**スポーツ振興課 措置状況**

定期監査でのご指摘、ご助言を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号にあたっては、複数の業者から見積を徴取すること、同条第2号にあたっては、理由を明確にし、第三者からその正当性が認められる簡潔かつ説得力のある理由を記載しなければならない意識を持つことを課内で共有いたしました。また、その認識のもと、同項第2号の規定による随意契約の是非にあたっては、実施事業の内容に関わる業界の規模、代替品・汎用性の採用可能性と採用後の安全性、サービス維持の保障等の情報を収集し、精査したうえで結論を導き出すことを念頭におき、適正な事務執行に努めてまいります。

## 【スポーツ振興課】

監査委員 指摘事項
<p>(4) イベントの参加者について</p> <p>ニュースポーツフェスティバルについては、スタッフ 22 人に対し、参加者が 11 人（うち障害者 1 人）であった。全体の人数の少なさも問題であるが、障害者と健全者の交流が目的の 1 つであるにもかかわらず、障害者 1 人というのも、公金を支出して開催したイベントの効果が上がったのか甚だ疑問である。イベントが多すぎるのが原因のひとつかもしれないが、開催するのが目的ではなく、開催によって、どのような効果を得たいのか、1 つ 1 つのイベントに際し、再考されたうえで開催に臨み、効果を生むだけの参加者数を確保されたい。</p>
スポーツ振興課 措置状況
<p>ニュースポーツフェスティバルの参加者がスタッフより少なかったことは、開催後に課の課題として捉え、令和 6 年度の開催にあたり、いかにして多くの人の参加を導くか、障害者の方の参加を実現するかを目標に課内で議論を重ねました。その結果、広報誌、ホームページ、教育機関へのチラシ配布、市公式の LINE 等の SNS を利用した広報の実施に留まらず、障害分野の関係者、事業者を訪問し、開催趣旨等の説明を通じて参加の意向をいただき、当日は 50 人の障害福祉施設の利用者とスタッフ、29 人の一般参加者と合わせて合計 79 人の方にご参加いただきました。当課ではニュースポーツフェスティバルのみならず、スポーツを通じて誰もが楽しめること、健康を維持すること、生涯に渡って日常生活の中にスポーツがあることを目的として実施しているイベントが多数ございます。これらイベントの参加者を増やす方法について、従来の周知方法にとどまらず、それぞれのイベントの目的に合わせた周知方法を引き続き課内で議論して実施することに努めます。</p>

## 【観光振興課】

監査委員 指摘事項
<p>(5) 野崎まいりについて</p> <p>野崎まいりは、本市の江戸時代の文化を現在に伝える催しである。この行事に市が関わることについては、宗教行事に公金を支出できないという意見もあるが、伝統ある地域振興イベントであり、これが観光の対象になることから、この行事が円滑かつ盛大に実施されることに、民の力を活用しながら市も一定関与するとともに、野崎エリアの関係団体だけでなく、より幅広い団体等の力を活用されたい。</p>
観光振興課 措置状況
<p>大東の代表的な観光資源の一つである伝統行事「のざきまいり」の賑わいを後世に継承し、地域の活性化につなげるため、市としても一定の支援が必要と考えてお</p>

り「のぎきまいり活性化実行委員会」の事務局の一員として活動をサポートするとともに、活動に必要な経費について補助金を交付しております。

令和7年5月ののぎきまいり開催にあたっては、民間企業からの協賛や参画についてはたらきかけているところです。

今後も引き続き、民の参画促進等を図るとともに、さらに魅力的な催しとなるよう、地元地区の関係団体をはじめとした皆様とともに取り組んでまいりたいと考えています。

## 【産業経済室】、【観光振興課】、【生涯学習課】、【スポーツ振興課】

### 監査委員 指摘事項

#### (6) 文書管理について

文書管理・電子決裁システム運用の中で幾つかの課題があり、今後の円滑な運用への改善につなげて頂きたい。

当該システムだけで決裁が完結しないものが多数あった。マニュアルに沿った処理を行っているものの、システムに意思決定の内容が入力されず、これだけでは何の意思決定をしているのか不明である文書や、伺い文が不十分で、添付文書をチェックしないと起案内容を把握できないものがあった。

又、起案決裁日付、文書ファイル名など文書管理上入力が必要な箇所への入力が欠けている起案データが部署によっては少なからずあった。

加えて、市が構成員等で事務局を持っている団体の文書について、当該システムで処理している例があった。これについては産業・文化部のみならず全庁的な取扱いの問題であり、総務部での善処を望む。なお、併せて、文書取扱規程に関しても、令達簿、文書整理簿に関する記載など、当該システムの内容に完全に一致するよう改正願いたい。

### 産業経済室 措置状況

ご指摘を受けまして、文書管理・電子決裁システムについて、室内職員に対し運用マニュアルに基づく事務執行を行うよう、また、各決裁権者に対しましても、十分な確認を行うよう、周知徹底を図ったところです。今後も適正な公文書の作成に努めてまいります。

### 観光振興課 措置状況

起案に添付する文書については、原則として電子データを添付することとしています。また、内容が不明瞭にならないよう、伺い文に起案内容を記載するとともに、必要事項の入力ができているか等については、承認行為を行う際に重ねて確認することとしています。市が構成員等で事務局を持っている団体の文書については、市の電子決裁では扱わないこととしました。

### 生涯学習課 措置状況

文書管理・電子決裁につきましては、まだ不慣れな部分もありますが、マニユア

ルに沿った運用を行うよう注意します。また内容が適切に把握でき、1つ1つの起案が完結するよう、作成時・決裁時とも注意します。

大東市青少年指導員会及び大東市こども会育成連絡協議会の事務については、大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例施行規則において、生涯学習課の事務として位置づけられており、これまでの文書については市が保管引継ぎをしている。よって当団体に関する文書については公文書であり、適切に管理・保管していくため、文書管理・電子決裁システムを用いる必要があります。

このことについては、総務部総務課に対して確認済みです。

#### スポーツ振興課 措置状況

定期監査でのご指摘、ご助言を踏まえ、文書管理の目的は、過程も含めた意思決定の明確化とその記録の保存だけでなく、次代の担当者が滞りなく業務を遂行できる重要な記録であるとの認識を課内で改めて共有いたしました。今後は、文書の作成者のみならず、決裁者、文書主任もこの度の定期監査のご指摘、ご助言を意識して適正な文書管理に組織全体で取り組んでまいります。

#### 【生涯学習課】、【スポーツ振興課】

#### 監査委員 指摘事項

(7) 慣例的な事務処理について

市史編纂委員の名称や報酬、北河内・府等大会代表選手派遣事業の事業内容、市立体育館敷地内の倉庫の所有関係が不明である等、慣例的に行われているものもあり、現在では少し違和感を覚えたので、市民等から不適切な公金支出と指摘されることがないように、早急に明確な位置づけをして頂き、正当な事務処理であることの確認をお願いする。

#### 生涯学習課 措置状況

市史編纂委員については、現状では委嘱及び報償費の支払いの根拠となる要綱等を設けておりませんが、今後、他市の事例や国の謝金の支払い基準等に鑑み、明確な位置づけを行ってまいります。また、市立体育館敷地内の倉庫については、市こ連で設置した形跡がないことから市が設置したものと考えております。当該倉庫はその形態から備品としての扱いのため、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づき、市こ連から物品の貸付に係る申請書を提出してもらい、無償で貸付けをおこなっております。

今後につきましても市民等から不適切な公金支出と指摘されることの無いよう、より一層適正な事務執行に努めてまいります。

#### スポーツ振興課 措置状況

まず、この度の定期監査でのご指摘を受けた北河内・府等大会代表選手派遣事業につきましても、大東市体育協会から提示された派遣者数の根拠を聞き取り、過去の派遣者数や傾向等を踏まえ、大東市体育協会との協議を経て、適切な派遣者数の

見積りと予算化を行ったうえでの支出に努めてまいります。一方、市立体育館敷地内の倉庫の所有関係については、定期監査後、速やかに関係者への聞き取り等を実施しました。聞き取りの結果、倉庫は市所有のものと判断し、大東市子ども会育成連絡協議会が、スポーツや文化事業を市と共催する際に使用する備品を保管する目的で市より貸与されていたことも確認いたしました。この確認をもとに、大東市子ども会育成連絡協議会より貸付申請を求め、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第6条を適用し、無償貸与の措置といたしました。今後、適切な物品管理と事務執行に努めてまいります。